

第9-11表 社会保険料率の労使負担割合（2012年）

Table 9-11: Employer-employee social insurance contribution rates, 2012

		(%)									
国	年金	医療	介護	雇用	その他	計					
Country	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total					
日本	JPN	16.766 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.55 ³⁾	1.35 ⁴⁾	なし					
	労 / employee	労使折半			0.50		14.658				
	使 / employer				0.85		15.008				
アメリカ	USA	10.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		2.1~12.2 ⁷⁾						
	労 / employee	4.2	1.45				5.65				
	使 / employer	6.2	1.45		2.1~12.2 ⁷⁾						
イギリス	GBR	25.8	税財源の		国民保険	なし					
	労 / employee	12.0 ⁸⁾	ため		制度に統		12.0				
	使 / employer	13.8	なし		合		13.8				
ドイツ	DEU	19.6 ¹⁰⁾	15.5 ⁹⁾	1.95 ¹⁰⁾	3.0						
	労 / employee	労使折半			労使折半		20.475				
	使 / employer						19.575				
フランス	FRA	老齢保険		主に 税財源	6.40	家族 手当 ¹⁴⁾	住宅支 援基金 への 抛出				
(民間部門の場合)	16.65		13.85								
	労 / employee	6.65 ¹¹⁾	0.1 ¹²⁾					0.75 ¹²⁾	2.40 ¹³⁾		9.90
	使 / employer	8.3 ¹¹⁾	1.6 ¹²⁾					13.1 ¹²⁾	4.00 ¹³⁾	5.4	0.1

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:歳入関税庁ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済 Vol.31 No.1」

フランス:国立統計経済研究所(INSEE)

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2012年9月分から適用)。2017年まで年1回改定。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(9.85~10.16)。この料率は2012年3月分から適用。
 3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。この料率は2012年3月分から適用。
 4) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.146)を参照。
 5) 2011年, 2012年は労:4.2, 使:6.2, 自営業者:10.4。
 6) メディケアパートAを指す。
 7) カリフォルニア州の場合, 連邦分最大6.0, 最低0.6。州分最大6.2, 最低1.5。税率は州ごとに異なる規定を持つ。
 8) 週146~817ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。
 9) 医療保険料率は, 2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが, 特別措置として, 2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり, 労:8.2%, 使:7.3%の振り分けとなった。
 10) 2012年の数値。2013年1月1日より, 年金:18.9%, 介護2.05%となった。
 11) 36,372ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 12) 対全給与。
 13) 145,488ユーロ/年までの給与に対する割合。
 14) フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。